

第1条関係

吹田市立高齢者いきいの家条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者の健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、高齢者いきいの家を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>吹田市立高齢者いきいの家</u> (以下「いきいの家」という。)は、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>その他第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業</u> (使用者の範囲)</p> <p>第4条 いきいの家を使用することができる者は、おおむね60歳以上の者その他市長が適当と認める者とする。 (使用の許可)</p> <p>第5条 いきいの家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>いきいの家の使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>第1条に規定する設置目的に反するとき。</u></p> <p>(2) <u>公序良俗を害するおそれがあるとき。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者の健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流及び社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、高齢者いきいの家を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>高齢者いきいの家</u> (以下「いきいの家」という。)は、<u>その設置目的を達成するため、次の事業</u>を行う。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事業 (使用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>いきいの家の施設</u>を使用することができる者は、おおむね60歳以上の者その他市長が適当と認める者とする。 (使用の許可)</p> <p>第5条 <u>いきいの家の施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) <u>営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>管理上やむを得ない事情があるとき。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>管理上やむを得ない事情があるとき。</u></p> <p>(5) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。</p> <p>(6) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p><u>(使用者の責務)</u></p> <p><u>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る施設又は附属設備等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</u></p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1) この条例に<u>違反し、又はこの条例に基づく指示に従わない</u>とき。</p> <p>(2) <u>第6条に定める事由が発生した</u>とき。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条 いこいの家の使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(権利譲渡等の禁止)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸ししてはならない。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第11条 施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、使用者は、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p>(3) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><u>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則又はこれらに基づく市長の指示に違反した</u>とき。</p> <p>(2) <u>前条各号のいずれかに該当した</u>とき。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条 いこいの家の施設の使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(特別の設備の設置等)</u></p> <p><u>第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(免責) 第12条 -----略----- (運営審議会) 第13条 -----略-----</p>	<p>(免責) 第10条 -----略----- (運営審議会) 第11条 -----略----- <u>(指定管理者による管理)</u> 第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の<u>規定に基づき法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にいこいの家の管理を行わせる場合においては、<u>規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、いこいの家の設置目的を最も効果的に達成することができる</u>と認められる団体を指定管理者として指定する。 2 市長は、指定管理者に対して、<u>管理の業務又は経理の状況</u>に関し報告を求め、<u>実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u> 3 市長は、<u>指定管理者が前項の指示に従わないとき</u>その他当該指定管理者による管理を継続することが<u>適当でない</u>と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を<u>定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u> <u>(指定管理者候補者選定委員会)</u> 第13条 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者にいこいの家の<u>管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</u> 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、<u>前条第1項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</u> 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 4 委員は、<u>学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</u> 5 委員の任期は、<u>当該諮問に対する答申の時までとする。</u> 6 委員は、<u>再任される</u>ことができる。</p>

現 行	改 正 案
	<p>7 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>8 <u>前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

第2条関係

吹田市立高齢者いこいの家条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>(運営審議会)</p> <p>第11条 <u>いこいの家の運営について審議するため、吹田市立高齢者いこいの家運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>運営審議会は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>高齢者</u></p> <p>(2) <u>福祉関係者</u></p> <p>(3) <u>市内の公共的団体の代表者</u></p> <p>(4) <u>学識経験者</u></p> <p>(5) <u>市民</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>5 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 市長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にいこいの家の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、いこいの家の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</p> <p>2 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 市長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にいこいの家の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第3条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>使用の許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、いこいの家の管理に関し市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により指定管理者</u>にいこいの家の管理を行わせる場合におい</p>

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(指定管理者候補者選定委員会)</p> <p><u>第13条</u> 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者にいこいの家の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、<u>前条第1項</u>の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</p> <p>3 } 4 } 5 } 6 } 7 } 8 }</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>ては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、いこいの家の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。</p> <p><u>3</u> 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p><u>4</u> 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p><u>5</u> <u>第1項の規定により指定管理者にいこいの家の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第5条から第7条まで及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p>(指定管理者候補者選定委員会)</p> <p><u>第12条</u> <u>前条第1項の規定により指定管理者にいこいの家の管理を行わせる場合</u>においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、<u>前条第2項</u>の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</p> <p>3 } 4 } 5 } 6 } 7 } 8 }</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に<u>関し</u>必要な事項は、市長が定める。</p>

